

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第三条第八号中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に定める」の次に「救護施設、」を加える。

附 則

この規約は、令和四年四月一日から施行する。